KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

「公理」の語用論：グライス式"Maxim"の訳語と言語表現の誤解誘起効果

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): 翻転法, コミュニケーション停滞, 二つの「公理」, 「違反」との親和性, 言語対応論 キーワード (En): 作成者: 芝原, 宏治 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00006192

関西外国語大学 研究論集 第88号（2008年９月）
Journal of Inquiry and Research, No.88 (September 2008)

「公理」の語用論

――グライス式 “Maxim” の訳語と言語表現の誤解誘起効果*――

芝 原 宏 治

要 旨

本論文の目的は、Grice（1975）における “maxim” の訳語として使われている「公理」の考察を通して、「翻転法」に起因する情報伝達上の問題と、可能な対処法を示すことである。「同じものに等しいものはまた互いに等しい。」においては、両下線部の間で数の転換が起きている。このような言葉の使い方を、本論文では「翻転法」と呼ぶ。数学教育に携わる日本人研究者が非意識的に使う翻転法は、しばしば理解を著しく妨げる。それゆえ、“maxim” の訳語として「公理」を使うなら、無標の「公理」との違いを念入りに説明する必要がある。さもないと、命令と陳述の間で学習者が混乱し、誤解することになりかねない。「公理違反」という連結は無標の「公理」では起きにくい事実も見逃してはならないが、それに注目すると、Austin（1962）の言語行為論と連動する「言語対応論」が構想される。翻転法に起因する問題の発生は、ある程度、学校教育で予防することが可能である。

キーワード：翻転法、コミュニケーション停滞、二つの「公理」、「違反」との親和性、言語対応論

１．翻転法

Macbeth の第１幕第２場において、スコットランド王のダンカンと血まみれの武者との間で、下の（1）に引用する言葉がやりとりされる（斜体字、筆者）。[1)]

（1）KING　　Dismayed not this
　　Our captains, Macbeth and Banquo?
　CAPTAIN　　*Yes,*
　　As sparrows eagles, or the hare the lion.

武者は、マクベスとバンクォーが反乱軍を制圧したそのときに、新手の軍勢が攻め寄せてきた

と告げる。それを聞いたダンカンが「二人はうろたえなかったか」と問うたのに答えて、この人物は、まず「イエス」と言ったのである。王は、当然、「やはり、うろたえたか」と思ったであろう。だが、続く言葉は、「雀に出くわした鷲か、兎に出くわした獅子のように」という趣旨のものであった。要するに、マクベスたちは動じることなく新しい敵を迎え撃ったのである。この武者が使ったような表現技巧を、本論文では「翻転法」と呼ぶ。

下の（2）に引用する江戸小咄の下線部（より正確には下線部を含む第二話者の発話全体）において使われている技巧も、翻転法である。そこでは、太字部が、鮮やかに、かつユーモラスに、翻転する。

（2）「こちの在所には八間ある蝦蟆が出て、池の魚を取りに廻ります。こゝもとに、そんな大きな生物がござるか」「ア、、八間などあるを、大きな生物とおぼしめすは、さすが田舎の目せばさじや。此方の町には**十五軒の屋もり**がござるが、毎月家賃を取りに廻ります」（武藤1965：112）（太字・下線、筆者）

「十五軒の屋もり」は、「八間ある蝦蟆」に対抗できるほど大きくはない。それどころか、この蝦蟆に飲み込まれてしまうほど小さい。にもかかわらず、第一話者は、第二話者に、してやられたと私たちは思う。太字の名詞句が「十五間のヤモリ」に一時転換するからである。

「掛詞」という単語を使ってもよいのだが、（2）の下線部と、掛詞の典型例――たとえば「昔ながらの山桜」――を、同種の表現として扱うことはできない。「昔ながらの」が「昔ながらの長等の」の意に解釈できるのに対して、下線部を同じ方式で解釈することはできないからである。下の（3）に示す切り替えを連続して行わなければ（2）の会話が理解できないのは確かだが、挑戦を受けて立った第二話者は、（3b）と（3c）［＝(3a)］の両方を主張しているわけではない。[2)]

（3）ア、、八間などあるを、大きな生物とおぼしめすは、さすが田舎の目せばさじや。
此方の町には十五**軒**の**屋もり**がござる
(a)

此方の町には十五**間**の**ヤモリ**がござる
(b)

此方の町には十五**軒**の**屋もり**がござるが、毎月家賃を取りに廻ります。
(c)

より具体的に述べれば、この話者は、「十五軒の屋もり」と「十五間のヤモリ」が連れだって家賃を取りに廻ると言っているわけではない。「十五間のヤモリ」の存在を言外に主張してい

るわけでさえない。言内・言外を問わず彼が下線部において主張しているのは、「この町には十五軒の家主がいて、その家主が毎月家賃を取りに廻る」という趣旨のことのみである。マクベスたちの動揺は、血まみれの武者がダンカンに想像させた光景でしかなかった。それと同じように、「十五間のヤモリ」は第二話者が第一話者に幻視させた「生物」でしかない。

「同語異義複用法」(antanaclasis) の例、あるいは「兼用法」(syllepsis) の周辺例として挙げられることもある (4) では、二つの hang の間で意味の切り替えが起きている。(1-2) を翻転法の典型例とするなら中心から少し外れることになるが、これも翻転法の例と考える。

(4) We must all *hang* together, or most assuredly we shall all *hang* separately.

面白味ということを全く意図していない次例では、両下線部の間で数の切り替えが起きている。最初の「もの」が表すのは一つのものであり、次の「もの」が表すのは複数のものである。

(5) 同じもの に等しいもの はまた互いに等しい。(中村ほか1996: 2)

これは、技巧ではないが言葉の使い方ではある。よって、上の切り替えも翻転法の例と考える。

(5) は、日本語の特性上、ほとんど使わざるを得ずして使った翻転法の例である。その (5) に対応する英語表現としては、(6) のようなものがある。(5) に現れているような翻転法は使われていないことを確認されたい。

(6) *Things* (that/which are) equal to the same *thing* are also equal to one another.

(6) では、「同じもの」の「もの」に対応する単語は単数形を、「等しいもの」の「もの」に対応する単語は複数形をとっている。二つ (thing と things) は別な形をしているので、ここでは、(5) におけるような事態、すなわち、数の切り替えが起きていることに読者が気づかずに混乱するという事態は生じない。[3] (5) のような分かりにくさ (分かってみれば簡単だが、分かる前は自力による解決が困難な分かりにくさ) が (6) にないのは、そのためである。

(5) と違って、(1)、(2)、(4) では、作者と読者の呼吸がぴたりと合っている。(2) においては合わなければ笑えないので、読者としては笑いを得るまで合うように努めざるを得ないのだが、ともかく、その読者による解釈の切り替え (= (3) に示した変換) も、作者の意図に合っている。存在しているかのように見せかけられているだけのものを読者が程よく幻視することも含めて、合っている。しかし、受け手にとっては未知のことが書かれている学術的文章では、このような程よい一致は見られない。この分野の翻転法は、通例、極めて不幸である。

2．翻転法とコミュニケーション

不幸な翻転法には、(5) のような不可避的なもののほかに、数学教育に携わる日本人研究者が非意識的に使う便法がある。下に引用する大学生用微積分教科書の記述（押川ほか1991：7，137）で行われている両下線部間の意味の切り替えは、この種の翻転法の典型例である。

(7) a. $\sin^{-1}x=\alpha$，$\cos^{-1}x=\beta$ <u>とおく</u>と，$-\frac{\pi}{2}\leqq\alpha\leqq\frac{\pi}{2}$，$0\leqq\beta\leqq\pi$ かつ，$x=\sin\alpha=\cos\beta$.

b. C^1 級の曲面 $z=f(x,\ y)$ （$(x,\ y)\in D$）を考える。$(x,\ y)$平面上の 3 点 $\mathrm{P}(x,\ y)$，$\mathrm{Q}(x+\Delta x,\ y)$，$\mathrm{R}(x,\ y+\Delta y)$ に対応する曲面上の点をそれぞれ P'，Q'，R'とし，

$$m(\Delta \mathrm{P'Q'R'})=\sqrt{1+f_x(x,\ y)^2+f_y(x,\ y)^2}\,m(\Delta \mathrm{PQR})+\varepsilon\, m(\Delta \mathrm{PQR})$$

<u>とおく</u>と，ε は$\sqrt{\Delta x^2+\Delta y^2}\to 0$ のとき，無限小である．ここで，$m(A)$ は A の面積を表す．（両例中の下線、筆者）

英語なら、(7a) は、“Let $\sin^{-1}x=\alpha$, and $\cos^{-1}x=\beta$, then . . .” あるいは “If we let $\sin^{-1}x=\alpha$, and $\cos^{-1}x=\beta$, then . . .” と表現するところであろう。(7a) の「$\sin^{-1}x=\alpha$, $\cos^{-1}x=\beta$ とおく」は、単なる取り決めである。「$\sin^{-1}x=\alpha$, $\cos^{-1}x=\beta$ とおく」と書けば、$\sin^{-1}x=\alpha$、$\cos^{-1}x=\beta$ が成立するのである。だが、(7b) の「$m(\Delta \mathrm{P'Q'R'})=\sqrt{1+f_x(x,\ y)^2+f_y(x,\ y)^2}\,m(\Delta \mathrm{PQR})+\varepsilon\, m(\Delta \mathrm{PQR})$とおく」は違う。ここにある式は、執筆者が証明を求めている事項の一部である。

この教科書で微積分を学ぶ若者たちは、(7a) の使い方にまず慣らされる。したがって、彼らは、(7b) の「とおく」を (7a) の「とおく」と同じように解釈しようとする。しかし、この試みは、始めた瞬間に頓挫する。二つの「とおく」が同じように使われているなら抱く必要のない疑問、すなわち、「なぜ $m(\Delta \mathrm{P'Q'R'})=\sqrt{1+f_x(x,\ y)^2+f_y(x,\ y)^2}\,m(\Delta \mathrm{PQR})+\varepsilon\, m(\Delta \mathrm{PQR})$ とおけるのか」という疑問を禁じ得ないからである。当然ながら、彼らは戸惑う。そして、なぜこのような疑問が生じてしまうのかと考える。しかし、何を考えても、また、教科書を何度読み返しても、戸惑いは消えない。そのはずである。次のページを開いて解説を熟読しなければ分からないのだが、この等式が成立することは、「ε が$\sqrt{\Delta x^2+\Delta y^2}\to 0$ のとき、無限小である」ことを証明する過程で略式に証明されている。つまり、(7b) の「とおく」は、執筆者たちにとってはともかく、学習者たちにとっては、理解困難な同音異義句だったのである。[4] 若者たちの長い戸惑いは、翻転法に起因するコミュニケーション停滞の好例であろう。

もう一文だけ、押川ほか（1991：121）から引用しておこう。今度は、「の」と「が」の二文字だけでもコミュニケーション停滞を引き起こすことがあることを示す例である。

(8) これは，(u, v) 平面の面積が（$\Delta u \Delta v$）の微少な図形が（x, y）平面の面積が（近似的に）$|J|\Delta u \Delta v$ の図形に投射される（定理６－６）ことによる．

理解してしまえば理解できなかったことが恥ずかしくなるような文なのだが、ここでは、「の」の翻転に加えて「が」の繰り返しがあるため、学習者は戸惑う。論理が複雑だから戸惑うのではなく、文の構造把握ができないために戸惑うのである。「の」の前の名詞句と「が」の前の名詞句を記号に変えると、問題点がいっそう明瞭になるかもしれない。

(9) これは，ＡのＢがＣのＤがＥのＦがＧのＨに投射されることによる．

なぜもっと分かりやすい表現ができないのかと言って執筆者を責めるのは、不公平である。この種の翻転は、書いている本人は気づかないものだからである。筆者自身、第３節以下で多用する「公理」という単語と、その単語によって指し示されるものを、明瞭に意識して書き分けることができるかと自問すると、「できる」とは答えられない。そもそも、遺漏なくこの種の区別を貫徹するのは困難である。文とその文を発することによって成立する発話、技巧の名称とその名称で呼ばれる技巧を使って作られる表現など、厳密に区別しようとするとかえって分かりにくくなってしまう場合も少なくない。

そのことを確認したうえで、別な例を見てみよう。下の（10）では、二つの「函数」が、「すなわち」でつながれているにもかかわらず、異なる意味で使われている。[5]（下線は、原文では１行を与えられている箇所を示す。２番目と３番目の下線部は、原文では枠の中に入っている。）

(10) 連立方程式の解を求めるために，x に適当な実数値を与えると，y の値は規則 $ax^2+bx+c \to y$ にしたがって唯ひとつ定まる．このとき，y は x の関数（function）であるという．すなわち関数とは，与えられた x に対して，y を唯ひとつ定める規則のことであり，$y=f(x)$ あるいは，$f: x \mapsto y$ などと表す．（吉田1993：50）

書き進んでいくうちに書きたかったことがはっきりしてくることもまれではないが、多くの場合、ひとは、自分が書いている文章の内容を書く前から知っている。したがって、間違ったことを書いているときでさえ、それを正しく修正して読んでしまう。これは誰もが経験している事実である。念のために、最近、筆者が犯した間違いを一つだけ挙げておきたい。

(11) ろかじゅんせい ⟶ a. 炉火純正
↓
b. 炉火純青

(11) は変換ミスの例である。「じゅんせい」を「純青」に変換したつもりなのだが、実際には「純正」に変換していた。にもかかわらず、作成した文書を読みなおしたときには、これを「純青」と読んでいた。そのことに気づいたのは、訂正したくても訂正できなくなったときである。これは明らかな間違いの例だが、「とおく」の翻転、「の」の翻転、および「関数」の翻転は、「間違い」と呼べるたぐいのものではない。執筆者が気づきにくいのは当然であろう。

とはいえ、本節で扱った翻転法は、やはり、書き手の側が責めを負うべきものである。読み手が生起させたものだとは言えない。これに対して、次の節で扱う翻転法は、送り手の配慮（および不注意）と受け手の思考が異常共鳴するために深刻化するものではないかと思われる。

3．二つの「公理」

聞き手が "implicature" を導出するときの推論の根拠として "Cooperative Principle"（略して CP）と "maxims" を Grice（1975）が提示したことは、よく知られている。しかし、CP はともかく、"maxims" と "implicature" は、今もって訳語が統一されていない。荒木・安井（編）（1992）および安井（編）（1996）は、確かに、「格律」と「含意」を使用した。[6] しかし、それはそれとして認めながら、別な訳語を使う研究者も少なからずあった。筆者がよく目にしたのは「公理」と「推意」である。これらの訳語を選んだ人々が「格律」を避けたのは、ひとつには、より親しみやすい単語を使いたかったからであろう。また、「含意」を避けたのは、entailment の訳語としてこの名詞を確保しておきたかったからであろう。それらは確かにもっともな理由であったが、「公理」と「推意」を使ってグライス説を紹介すると、もとの単語が maxim と implicature であることを知りすぎている紹介者には予測しにくい問題が発生する。

「推意」に起因する問題の本質は、この訳語から考えられる動詞形、すなわち「推意する」を、implicature の動詞形である "implicate" と比較すれば、容易に理解できるであろう。もとの説では、implicate する者は（say する者と同じく）話し手である。ところが、「推意」という訳語を選ぶと、それをする者（＝推意する者）は聞き手であるとしか思われなくなってしまう。話し手の意図について聞き手が行う推論を縮約して表現した（12）の訳文としては（13a）も（13b）も不適切であるのは、そのためである。[7]

(12) He has said that *p*; and so he has *implicated* that *q*.

(13) a. ???彼は *p* と言った。したがって彼は *q* を推意した。

b. ???彼は *p* であると言った。したがって彼は *q* であると（いうことを）推意した。

「含意」を避けたいのなら、「暗意」を使うほうが、まだしも無難であろう。

「公理」の場合は、これほど簡単には記述できない。グライスの maxim を「公理」と訳したために明らかになったことがあるからである。それは確かに「問題」と呼ぶべきものを含んでいるが、その「問題」は相当に生産的である。よって、「公理」については三つの小節を設け、3.1 では、まず、グライス説の解説者が使う「公理」（「有標の『公理』」と呼ぶ）は、既存の同音同文字語（「無標の『公理』」と呼ぶ）とは根本的に異なるものを指示することを確認し、3.2 では、二つの「公理」と「違反」との親和性を比較し、最後の 3.3 では、二つの「公理」を学習者が区別できないときに起きる「融合」（blending）について考察したいと思う。

3.1. 意味と形式

「公理」と訳されている axiom と、「格律」（あるいは「格率」）と訳されることも「公理」と訳されることもある maxim との間には、もともと、大きな意味上の違いはなかったように思われる。OED を開くと、maxim の語義説明として最初に出てくるのは、次の記述である。

† 1. An axiom; a self-evident proposition assumed as a premise in mathematical or dialectical reasoning. *Obs.*

ここには *Obs.* という略語があるものの、それが付加されていない 2 番目の説明も、some general truth という言葉があることから分かるように、最初の記述と根本的に異なるものではない。

2. a. A proposition (esp. in aphoristic or sententious form) ostensibly expressing some general truth of science or of experience.

記述は、さらに、2.b、3、4 と続くのだが、1 と 2.a のみを読むかぎり、maxim を「公理」と訳しても翻転法を使うことにはまったくならないように思われる。

しかし、グライスの maxim/maxims について考えるためには、「批判哲学」を展開した Kant の Maxime/Maximen との関係を見ておく必要がある。よく知られているように、categories（範疇）と maxims にかかわる文章の中で、グライスはカントの名を挙げているか

らである。

> [O] ne may perhaps distinguish four categories under one or another of which will fall certain more specific maxims and submaxims, the following of which will, in general, yield results in accordance with the Cooperative Principle. *Echoing Kant*, I call these categories Quantity, Quality, Relation, and Manner (italics added). (Grice 1975: 45)

カントの Maximen は、薮木（訳）（2007: 196）の言葉を借りるなら「行為の主観的な諸原則」であり、*Stanford Encyclopedia of Philosophy* の言葉を借りるなら "subjective volitional principles" である。[8] グライスの maxims も、英語なら principles、日本語なら「諸原則」と言ってよいものである。ただし、それらは、人それぞれがもつ原則ではない。会話という、通例は複数人物の協調によって成立する行為に話し手として参加する者が、しかるべき理由がないかぎり守ることを暗黙裡に期待されている原則である。その maxims と、上位の大原則 CP は、カントの「定言命法」（kategorischer imperativ）と同じ文法形式で書き表されている。したがって、それらは話し手への命令（あるいは指示）である。[9] 本論文では、グライスが設定した四つの範疇のうちの「質」（Quality）の範疇に属する二つの "specific maxims" のみを引用しておく。

1. Do not say what you believe to be false.
2. Do not say that for which you lack adequate evidence.

破る者の意図と品性においてはともかく、容易に破ることができるという点においては、これらの maxims はモーゼの十戒のうちの多くに似ている。また、Orwell の *Animal Farm*（1945）に出てくる SEVEN COMMANDMENTS のうちの、3 から 6 までの条項にも似ている。[10]

THE SEVEN COMMANDMENTS

1. Whatever goes upon two legs is an enemy.
2. Whatever goes upon four legs, or has wings, is a friend.
3. No animal shall wear clothes.
4. No animal shall sleep in a bed.
5. No animal shall drink alcohol.
6. No animal shall kill any other animal.
7. All animals are equal.

くどいようだが、グライスの maxims は、どれも、命令（あるいは指示）である。したがって、1）平叙文（否定形を含む）で書かれた陳述であり、2）真であると最初から仮定されている、という二つの特徴をもつ数学などの axioms と違って、それらは、（グライスが語った意味での "what is said" のレベルで考えるかぎり）真であるとも偽であるとも言えないものである。

3.2. 「違反」との親和性

「ピタゴラスの定理」あるいは「三平方の定理」と呼ばれているものがある。$a^2+b^2=c^2$ という数式の形で私たちはこれを記憶しているが、日本語で表現すると (14) のようなものになる。

(14) 直角三角形において直角の対辺の上の正方形は直角をはさむ二辺の上の正方形の和に等しい。（中村ほか1996：33）

この定理に、私たちは、グライスの maxim に「違反する」のと同じ意味で「違反する」ことができるであろうか。

そもそも、「ピタゴラスの定理に違反する」とは、いかなる行為をすることであろうか。こう、あらためて考えると、答が出てこないことに気づいて愕然とする。誰かがピタゴラスの定理に違反した状況を、筆者は想像できないのである。極限まで頭を働かせて、直角対辺上の正方形が他の二辺上の正方形の和に等しくない三角形をA氏が描くことに成功した状況を思い描いても、「A氏はピタゴラスの定理に違反した。」とは言えない。「A氏はピタゴラスの定理に反する直角三角形を描いた。」とは言うであろう。だが、「A氏はピタゴラスの定理に違反した。」は、筆者の個人語（idiolect）では逸脱文である。よって、筆者は、ピタゴラスの定理に「違反する」ことができない。のみならず、この定理に「従う」こともできない。ピタゴラスの定理は、違反しようと思って違反できるものでも、従おうと思って従えるものでもない。

もっとも、ピタゴラスの定理に反する三角形が考えられることを戯れに示した人物が、ユークリッドの『原論』を聖書として崇める団体によって「定理違反」の罪で告発される空想物語なら、書けそうな気がしないでもない。[11] しかし、同じ空想物語でも、書く人が書くと、状況設定においても言葉遣いにおいても、筆者のそれとは違ったものになる。理論物理学者の朝永振一郎は、短編小説風の「光子の裁判――ある日の夢――」において、常識では理解できない素粒子のふるまいを、「波野光子（みつこ）という女のような名前」をもった被告の裁判所における発言と、その実地検証に置き換えて説いた。検証に至る前の、検察官による尋問と被告の答弁、および、それを聞いた「私」の反応を、朝永は次のように描いている（下線、筆者）。

検 「その部屋には二つの窓が前庭にむいて並んでいる。被告はそのどちらの窓から侵入したのか。この点は非常に重要なことだから、はっきりと答弁してほしい」

これに対する被告の答ははなはだ奇想天外なものでありました。

被 「私は二つの窓の両方を一しょに通って室内に入ったのです」

私はこの答えにあっけにとられてしまいました。いったい一人の被告が二つの窓の両方を一しょに通るなどということが可能でしょうか。検察官もこの理論を無視した答に少なからず心証を害したようです。

物語を読み進むと、「理論」の中心部分は、下の（15a）または（15b）のような短い言葉で書き表すことのできる認識あるいは常識であることが分かる。[12)]

（15）a. ひとは、同時に二つの異なる場所にいることができない。
　　b. ひとは、同時に二つの異なる窓を通過することができない。

被告は、疑いもなく真であると検察官も「私」も信じている上記の命題は真でないと間接的に主張するのみならず、「イギリスの偉大な量子物理学者ディラック」であることがあとで判明する弁護人の介助を得て行われる実地検証において、その主張が正しいことを証明するのである。しかし、素粒子のふるまいを人間のふるまいに変換して描いたこの短編でも、被告が犯したとされているのは「その部屋」への「侵入」であり、「理論違反」ではない。法廷で「私」を驚かせたのも、「理論を無視した答」であるにすぎない。ここで「理論違反」という言葉を使ったら、「裁判」の質が変わってしまうであろう。

無標の「公理」および有標の「公理」によって指示されるものを、「公理」の前後に付された括弧をはずして、それぞれ、「無標の公理」、「有標の公理」と呼ぶなら、定理と理論について言えることは、無論、無標の公理（＝axiom）についても言える。よく知られた例を挙げると、次の公理に筆者は違反することができない。[13)]（従うことも、無論、できない。）

（16）a. 同じものに等しいものはまた互いに等しい。
　　b. 等しいものに等しいものが加えられれば，全体は等しい。
　　c. 等しいものから等しいものがひかれれば，残りは等しい。

ただし、いわゆる「受け」をねらった表現なら、先ほど考えた空想物語における「定理違反」と同じ程度に容認できるときがある。たとえば、世話好きなＧ氏が、Ａ君とＢさんの仲、およびＣ君とＤさんの仲をとりもって合同結婚式を挙げさせたところ、一年後に、ＡＢ家は一人の

子供を得て三人になったが、ＣＤ家は双子を得て四人になった、としよう。これを取り上げてＧ氏が（17）の文を発したとしても、筆者は大きな抵抗を感じない。

（17）「等しいものに等しいものが加えられれば、全体は等しい。」という公理に両夫妻は違反した。

しかし、このような場合でも、（17）よりは（18）のほうが筆者の個人語では容認度が高い。

（18）「等しいものに等しいものが加えられれば、全体は等しい。」という公理に反する現象が起きた。

（16a-c）は「明らかに真である」として一般に受け入れられている命題だが、（19）のような主観的判断や、（20）のような、明らかに偽である陳述についても、筆者はそれらに違反することができない。（20b）には自分の名前と同じ文字の名詞が出ているにもかかわらずである。

（19）a. 春はあけぼの。
　　b. 男は度胸、女は愛嬌。
（20）a. 天保山は日本で一番高い山である。
　　b. 東京にある電気街の名前は芝原である。

前小節で引用した *Animal Farm* の七戒のうちの、1、2、および 7 についても、基本的には同じことが言える。（16）などと同じように、これらも平叙文で書かれていることに注意されたい。

1. Whatever goes upon two legs is an enemy.
2. Whatever goes upon four legs, or has wings, is a friend.
7. All animals are equal.

もっとも、これらについても考えておかなければならない問題はある。たとえば、7 の実体を考えずに下の（21a-c）を読むなら、筆者の個人語においても、すべてが容認可能である。

(21) a. ナポレオンは第七の条文に違反する／違反した。
b. ナポレオンは第七戒に違反する／違反した。
c. ナポレオンは七番目の掟に違反する／違反した。

実体を考えているときでも、*Animal Farm* の紹介記事の中に（21）のような文があるのを見たら、筆者は違和感を覚えないであろう。ナポレオンとは、この小説に出てくる豚の名前である。彼は、ライバルのスノーボールを追放して権力を掌握する。そして、部下を使って7の文を7′のように書き変える。

7′. All animals are equal, but some animals are more equal than others.

のみならず、第五戒で禁じられているアルコールさえ飲むようになる。その場面まで小説を読み進んだら、筆者も「ナポレオンは動物農場の第七戒に違反した。」と言うかもしれない。なぜだろうか。そう自問すると、的確に思い当たることがある。(21) が容認可能であるのは、*Animal Farm* の第七戒が、次の（22）を含む様々なことを言外に伝えうるからである。[14)]

(22) a. いかなる動物も、他の動物を虐待してはならない。
b. いかなる動物も、他の動物が享受できない快楽を享受してはならない。
c. いかなる動物も、他の動物が禁じられていることをしてはならない。

切り放しにくい意味ではあるがこうした言外の意味を第七戒から切り放してしまうと、(21) に挙げたどの文も、やはり、筆者は容認できない。

では、違反できない 1、2、7 の戒律と、違反できる他の四つの戒律の違いは、どのようなものであろうか。答はほとんど明らかだが、確認のために、違反できる戒律を再度見てみよう。

3. No animal shall wear clothes.
4. No animal shall sleep in a bed.
5. No animal shall drink alcohol.
6. No animal shall kill any other animal.

これらは、否定形の平叙文ではない。したがって、1、2、7 と違って、陳述ではない。3–6 と次ページの（23a-c）との違いは明らかであろう。両者間には認められない類似が 1、2、7 の戒律と（23a-c）との間に存在することも明らかであろう。(23a-c) は、無論、(16a-c) に

対応する英文である。[15]

(23) a. Things that are equal to the same thing are also equal to one another.
b. If equals are added to equals, then the results are equal.
c. If equals are subtracted from equals, the remainders are equal.

「……する勿れ」という趣旨の命令だけでなく、「……せよ」という趣旨の命令に違反することも可能である。実際、否定語を含まないグライスの maxim に違反すること、たとえば "Be relevant." という文で表現されている maxim に（少なくとも表面上は）違反することを、私たちは日常的に行っている。英語においても、"to violate the maxim" という表現は完全に適格であり、グライスもこの表現の受動形を何度か使っている。[16] それゆえ、グライスの maxim を「公理」と訳すると、「公理違反」という連結が手のひらを返すように可能となる。また、「公理に従う」や「公理順守」のような表現も可能になる。

本小節においては「筆者の個人語」という表現を繰り返したが、「違反する」および「従う」の用法に関する筆者の判断が大きく逸脱しているとは思われない。どの国語辞典を開いても、語感を疑わせる記述は見られないからである。[17] よって、前小節の内容に本小節の内容を加えてまとめた下表は、日本語話者の最大公約数的判定に近いと言って差し支えないと考える。

(24)

無標の公理 （学生にとって既知である公理）	有標の公理 （グライス説を解説するときに示される公理）
平叙文（declarative sentence）で表現されている	命令文（imperative sentence）で表現されている
万人向けの陳述（statement）である	話し手に対する命令（command）である
真であると仮定されている	真とも偽とも仮定できない
従えるものでも違反できるものでもない	従えるもの・違反できるものである

3.3. 翻転と融合

語用論を扱っているときの授業で、グライスが使用した maxim の訳語として、親しみにくい「格律」と「格率」を避けて、親しみやすい「公理」を使うとしたら、そして学生たちが高等学校で学んだ「公理」との違いを説明しないまま使うとしたら、私たちは、翻転法を使うことになるのであろうか。無標の公理をまず思わせる単語で、それとは根本的に異なるものを指示するという点に注目するなら、否とは言いにくいと思われる。しかし、たとえ翻転法を使うことになるとしても、それは、(7-10) において使われているような、理解を著しく妨げる翻

転法と同種のものではないはずである。グライス説の紹介をするときには、必ず、質の maxims のような具体例を私たちは学生に示すからである。たとえ具体例が和訳版であっても、それらが通常の意味での公理でないのは明らかである。

とはいえ、「公理」という単語を使うなら、忘れてならないことがある。通例はAを表す言葉をBに適用すると、聞く者は、Bに重ねてAを幻視するであろうということである。(2) の読者は、「十五軒の屋もり」を見て「十五間のヤモリ」を幻視した。「十五軒の屋もり」と「十五間のヤモリ」は、発音はともかく、言葉としては同じでないにもかかわらずである。言葉が同じであってAとBが似ているなら、そして私たちの意図と学生たちの聞き方が程よく一致しないなら、さらに注目すべき現象が起きるのではないか。

有標の「公理」はメタファーのようなものである。グライスの maxims は、推論の根拠として使われるという点では、確かに、学生たちが学んできた公理の集合に似ている。しかし、有標の「公理」には、メタファーとは大きく異なる面がある。それが指示するグライスの maxims と、無標の公理の集合との違い――私たちにとっては相当に鮮明な違い――が、趣意（tenor）と媒体（vehicle）の違いほどには鮮明でないことである。実際、(24) の表に示した違いのうち、三つは相当に抽象的であり、それらを具体的なものと結びつけて記憶するのは困難である。そのため、実視している有標の公理の集合と、幻視している無標の公理の集合とを、学生たちは区別できないのではないか。説明を受けた当初は区別するとしても、やがて、二つの集合を、Fauconnier and Turner（2002）などが語る意味で "blend" して、自分たちに最も理解しやすいものを、すなわち無標の公理の集合に近いものを、彼らは作るのではないか。[18]

これは根拠のない想像ではない。学生の多くは、実際に、聞き手が心得ておくべき真理として、また、「真理」と呼ぶに値しない真理として、グライスの公理を記憶している。[19] 次に示すのは、彼らによって変形された公理の例であり、融合（blending）による産物の例である。[20]

変形して記憶された質の公理

1. 話し手は偽であると信じていることを言わない。
2. 話し手は証拠がないことを言わない。

聞き手がグライスの公理（＝maxims）をもとにして会話の implicature を算出する以上、それらが聞き手と無関係であるはずがないが、7ページに引用した原文で確認したように、英語で書かれた彼の公理は、直接には話し手に対する命令（あるいは指示）という形をとっている。[21] ところが、そのことを忘れる学生が異常に多い。参考書を読んである程度グライス説を知っている学生の中に、かえって多い。彼らがすでに知っている無標の公理は、話し手と聞き手の違いを考えなくても理解できるものである。その公理に対したときの構えを変えないまま

彼らがグライスの公理を受け止めることも、上に見たような融合が起きる一因であろう。

気づくべきことに教師の側が気づかないときもある。たとえば、Austin（1962）の言語行為論を説明したあとでグライス説を紹介するときである。下に引用する文章の記憶が学生の頭から消えないうちに教師がグライスの maxim を「公理」と訳したら、どうなるか。

> It was for too long the assumption of philosophers that the business of a 'statement' can only be to 'describe' some state of affairs, or to 'state some fact', which it must do *either truly or falsely*. Grammarians, indeed, have regularly pointed out that not all 'sentences are (used in making) statements: there are, traditionally, besides (grammarians') statements, also questions and exclamations, and sentences expressing *commands* or wishes or concessions. And philosophers have not intended to deny this, despite some loose use of 'sentence' for 'statement' (italics added). (Austin 1975[2]: 1)

この文を音読しながら教師が強調するのは、質問（questions）や命令（commands）は真とも偽とも言えない発話だということである。ところが、教師が語るグライスの公理は、真とも偽とも言えないと説明したばかりの命令という形をとっている。公理とは「証明なしに真であるとして最初から受け入れられる命題」だと教えられたことを覚えている学生は、不信感を覚えるであろう。それを拭い去るだけの説明がなければ、命令文の形でグライスの公理を記憶した学生さえ、やがて、既知である無標の公理に近い形、すなわち真偽を問える形に、それらを変形するかもしれない。たとえ事態がそこまで進まないとしても、やはり、グライスの「公理」は数学者の翻転法同様に大きなノイズの発生源になりうると考えておくほうがよいであろう。

4．結論

3.1 および 3.3 で述べたことは無論だが、3.2 で述べたことも、Austin（1962）の言語行為論と関連づけて考えることが可能である。オースティンは、自説展開の最初の段階で、文法学者も知っている事実として、発話には真偽を問えるものと問えないものがあることをまず指摘し、例外なく真偽を問えるはずだと考えられてきた陳述（statements）の中にさえ、それを問うことができないものがあると述べた。彼が最初に挙げた例は次の四つである。[22)]

（25）a. 'I do (sc. take this woman to be my lawful wedded wife)' — as uttered in the course of the marriage ceremony.

b. 'I name this ship Queen Elizabeth' — as uttered when smashing the bottle against the stem.

c. 'I give and bequeath my watch to my brother' — as occurring in a will.

d. 'I bet you sixpence it will rain tomorrow.'

周知のように、このような発話をオースティンは "performative utterances" (遂行発話) と呼んだ。それを認めたうえで、発話は「聞き手が違反できるかどうか」という観点から見ることも可能であることを筆者は指摘したい。(25a-d) は、違反することも従うこともできない発話である。これらが伝えうる言外の命令 (あるいは指示) に違反したり服従したりすることはできるとしてもである。それゆえ、筆者は、(25a-d)を「反服不可能な発話」と呼びたい。[23]

遂行発話の外延と反服不可能な発話の外延は、同じでない。オースティンが「非明示的遂行発話」(implicit performative utterances) の例として挙げた "Go." や "Shoot!" は、反服不可能な発話ではなく、「反服可能な発話」である。様々な「発語内行為」(illocutionary acts) があるように、聞き手の「対応」にも様々なものがある。「違反／服従」を含む対応の種類 (発語内行為の種類と連動する種類) が明らかにされたなら、「後段言語行為論」と呼ぶこともできる「言語対応論」を構築して、「発語媒介行為」(perlocutionary acts) の意味をより明確にすることも可能になるであろう。これは、本論文における考察の副産物とも言える結論あるいは予測である。

以下、副産物を除く結論の主要部を箇条書き風にまとめて、ささやかな提案を加える。

①発話には、反服可能なものと反服不可能なものがある。

②反服可能かどうかということの判定には、言外の意味が大きく関与しうる。(グライス説は、この点からも評価されてしかるべきである。)

③有標の「公理」によって指示されるもの (＝有標の公理＝グライスの公理) は、反服可能な発話 (あるいは発話相当物) である。また、無標の「公理」によって指示されるもの (＝無標の公理) は、反服不可能な発話 (あるいは発話相当物) である。

④有標の「公理」は、不適切な "blend" の形成を促す翻転法の火種になる恐れがある。

⑤どのような分野においても、受け手にとって未知であることを教育者や研究者が語るときには、翻転法は避けるほうが無難である。翻転法による言語表現は、とくに非意識的な翻転法による言語表現は、理解を妨げるのみならず、誤解を誘起することさえあるからである。

⑥言語表現の誤解誘起効果は、送り手と受け手の異常共振によって深刻化することがある。

⑦非意識的な翻転法に起因する問題の発生は、国語教育によって、ある程度、軽減できる。たとえば、例文 (6) のような分かりやすさが例文 (5) にはない事実や、翻転法が学習者の理

解を著しく妨げることがある事実を中高等学校で正しく教えるなら、ノイズ発生源としての翻転法に出会ったとき、若者たちは、現在ほどには混乱しないであろう。

⑧数学などの教科書は、分かりのよすぎる専門家と分かりの悪い言語研究者の共同作業によって執筆されるのが望ましい。

⑨翻転法とは無縁の表現でも、他の言語に翻訳すると、翻転法を含む表現になることがある。[24] その場合には、もとの言語では必要のない工夫（注や図解を含む）を積極的に施して、ノイズの発生を防ぐのが翻訳者の義務と心得るべきである。

⑩漢字文化圏では、非意図的翻転法の火種になりかねない訳語（「有理数」、「無理数」、「虚数」、「関数」、「函数」など）が、数多く使われている。国際協力による改善が望まれる。

注

* 本論文では、訳語が使えないとき、和文中に英語の単語などを挿入することが多いが、引用符の使用は最小限度にとどめる。上点の多用も避け、強調したいときや、構成要素を明示したいときには、本文においても下線を使用する。また、西洋人研究者名は、初出のときのみ原語で示し、それ以外のときは原則としてカタカナで書く。論文作成中は、薮木榮夫氏・林嵐娟氏はじめ、多くの方々から有益なコメントをいただいた。謝して特記する。

1）字配りは、手近にある全集 (A. Harbage (ed.), *William Shakespeare: The Complete Works* (Penguin Books, 1969)) に従う。

2）(3a) から (3b)、および (3b) から (3c) への切り替えは、市川（1970，2005）が語った意味での「等価変換」である。市川の等価変換論と Fauconnier and Turner（2002）などの融合論はよく似ているが、(3) に示した変換を「融合」(blending) という言葉で語るのは困難である。注18参照。

3）(5) の分かりにくさには、最初の「もの」が一つのものを表していることさえ理解しにくい事実もかかわっているのだが、過度の複雑化を避けるため、今はこれを無視している。

4）学習者は、(7a) のようなもののほかに、既出の定義などに基づく等式について使われる「とおく」にも実は慣らされているのだが、(7b) の「とおく」は、それとも同義ではない。

5）例文（10）の「関数」が翻転していることは、次の (a) と (b) から (c) を導出することができないことからも明らかであろう。

(a) y は x の関数である。

(b) 関数とは、与えられた x に対して y をただ一つ定める規則である。

(c) y は x の規則である。

6）安井（1987）および安井（訳）（1990）では、グライスの maxim は「格率」と訳されている。他方、安井（2007）は、“Conversational Maxims” の訳語として「会話の公理」を使用している。安井（1978）に出ている英語表現で、“Conversational Maxims” に対応するのは “Conversational Postulates” である。この名詞句は、同書では「会話の公準」と訳されている。長年、筆者（芝原）は、

「格率」・「格律」を安井案と考え、「公理」・「公準」を対抗案と考えてきたが、いま整理してみると、これには誤解が含まれていた。しかし、筆者は、「maxim の訳語として、荒木・安井（編）（1992）では『格律』を選ぶ」という趣旨の連絡を、同書の準備段階で編者から受けている。以後、筆者にとっては、「格律」と「格率」が相互に交換可能な決定訳になった。なお、哲学者たちは、グライスの maxim から連想されるカントの Maxime を、「格律」あるいは「格率」と訳してきたようである。薮木（1997）は「格律」を使い、平凡社の『哲学辞典』（1971）と薮木（2007）は「格率」を使っている。

7）少々紛らわしいのだが、ここで述べた「話し手」は、（12）の "He" に相当する。（12）の文を頭の中で発して implicature を推論する者は、「聞き手」である。なお、（12）は、下に引用する記述の下線部（筆者付加）をつないで作ったものである。

> A general pattern for the working out of a conversational implicature might be given as follows: 'He has said that *p*; there is no reason to suppose that he is not observing the maxims, or at least the CP; he could not be doing this unless he thought that *q*, he knows (and knows that I know that he knows) that I can see that the supposition that he thinks that *q* IS required; he has done nothing to stop me thinking that *q*; he intends me to think, or is at least willing to allow me to think, that *q*, and so he has implicated that *q*.' (Grice 1975: 50)

8）"Kant's Moral Philosophy"（Robert Johnson 執筆）の項目。

9）原文引用は控えるが、CP と "maxims of quantity" のみを読むかぎり、そこで使われている "contribution" は聞き手としての貢献を含むと解釈することもできないわけではない。したがって、これらのみを読むかぎり、グライスの CP と maxims of quantity は話し手と聞き手の双方に対する命令であると解釈することもできないわけではない。しかし、注 7 に引用した説明文を読む際には、この解釈は混乱の原因にしかならない。CP においては "say"（言え）という単語をグライスは使うことができないことも、見逃してはならない。

10）この段落では、複数形のほうが引用語句などとのつながりがよいので "maxims" を多用した。以後、誤解の恐れがないときには、単数形の "maxim" を使用する。

11）"Paradoxes and Thought Experiments" <http://www.hypatia-lovers.com/experiments/Section02.html>（2008年 4 月 5 日アクセス）では、無限という概念を巧妙に使って、a＋b＝c が成立しうることを、したがって$a^2+b^2=c^2$ が真であるとは言えないことを、作成者が戯れに「証明」している。ついでながら、この文章の副題は "Mathematical Mischief: How to Violate the Pythagorean Theorem" である。この副題の後半部（コロンのあと）については次のような問題が生起する。①「いかにしてピタゴラスの定理に違反するか」は、この表現の和訳として適切か。②英語の "violate" と日本語の「違反する」の間にはどのような類似と相違があるのか。これらの問題については、稿をあらためて考えたい。

12）朝永は、文中の検察官も「私」もあり得ないと信じている「可能性」を表す表現として、「二つの場所 A と B とに同時にいることができる」や、「同時に二つの異なった場所を通過できる」などを使っている。

13）中村ほか（訳・解説）（1996：2）から引用。本論文では、中村ほかの呼び方に従って（16a-c）を公理の例として挙げたが、「平行線の公理」と一般に呼ばれているものを含む五命題を公理の例として挙げることも、無論、可能である。ただし、体言止めの形で書かれているものがあるなら、言外の意味を加えて、それらを命題にする必要がある。注14参照。

14）“To draw a straight line from any point to any other point.” のように真偽を問えない形で表現されたものが英語文化圏で axiom として提示されるのは、言外の意味（“It is possible . . .”）を適所に補ってこれらが解釈されるからであろう。例文（17）がある程度容認できるのも、違反できる言外の掟（たとえば「合同結婚式を挙げた夫婦は同数の子供を持たねばならない。」という掟）を話者が戯れに想定していると解釈できるからだと思われる。

15）（23）は、Cornell 大学のウェブサイト<http://www.math.cornell.edu/~dwh/books/eg00/>（2008年４月５日アクセス）より引用。執筆者の D. W. Henderson は、慣行に従って、これらを “common notions” と呼んでいるが、代数では、“If a＝b and c＝d, then a＋c＝b＋d.” などを含む諸仮定は axioms と呼ばれている。

16）注11でも述べたように、英語の violate と日本語の「違反する」は等値か、という問題も紙数があれば扱いたいところだが、今は、「この文脈ではほぼ等値」と考えておく。

17）「……とは異なる NP」と同じ意味で「……に違反する NP」という表現が使用された例があるなら、それは本論文の考察対象ではない。

18）注２で述べたのとは逆に、この箇所では、「等価変換」という単語よりも、“blend” および “blending” という単語のほうが使いやすい。

19）したがって、彼らは存在しない相手に対して反論する。たとえば、「偽であると信じていることを言う話し手は無数に存在するではないか。」というようにである。

20）この種の記述を見つけたときには常に訂正を促したので、出所を明示することはできない。しかし、このように誤解した形で maxim を記憶している若者は非常に多い。本格的な論文においてさえ、陳述の形に変形された「グライスの公理」を見ることがある。

21）注９参照。

22）（25a）については、下に引用する編者注が第２版（1975）では付されている。とはいえ、そのことは本論文においても重要でない。

> Austin realized that the expression “I do” is not used in the marriage ceremony too late to correct his mistake. We have let it remain in the text as it is philosophically unimportant that it is a mistake.

23）言うまでもなく、「反服」は、「違反」の「反」と「服従」の「服」をつないで作った名詞である。したがって、「反服不可能な」は、「違反することも服従することも不可能な」という意味を表す。

24）（5）は（6）の訳文ではないが、両文を比較しても、これは明らかであろう。

参考文献

荒木一雄・安井稔（編）（1992），『現代英文法辞典』．東京：三省堂．

Austin, J. L. (1962), *How to do Things with Words*. Oxford: Clarendon.

――― (1975), *How to do Things with Words* (2nd Edition). Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press.

Cole, P. and J. L. Morgan (eds.)(1975), *Syntax and Semantics*, Vol.3. New York, San Francisco, and London: Academic Press.

Fauconnier, G. and M. Turner (2002), *The Way We Think: Conceptual Blending and the Mind's Hidden Complexities.* New York: Basic Books.

Grice, H. P. (1962), "Logic and Conversation." In Cole and Morgan (eds.)(1975), pp. 41－58.

市川亀久彌（1970），『創造性の科学』．東京：日本放送出版協会．

―――（2005），『創造性の科学』（改訂増補版）．オンディマンド出版．

改訂新版哲学事典編集委員会（編）（1971），『哲学事典』．東京：平凡社．

武藤禎夫（編）（1965），『江戸小咄辞典』．東京：東京堂出版．

中村幸四郎・寺阪英孝・伊藤俊太郎・池田美恵（訳・解説）（1996），『ユークリッド原論』（縮刷版）．東京：共立出版．

押川元重・阪口紘治（1991），『基礎 微分積分』．東京：培風館．

朝永振一郎（1949），「光子の裁判」．『基礎科学』第11-12号．

薮木栄夫（1997），『カントの方法　思惟の窮極を求めて』．東京：法政大学出版局．

―――（訳）（2007），『イヌマエル・カント』（復刻版）（O. Höffe著）．東京：法政大学出版局．

安井稔（1978），『言外の意味』．東京：研究社．

―――（1987），『英語学概論』．東京：開拓社．

―――（訳）（1990），『英語語用論』（S. C. Levinson 著）．東京：三省堂．

―――（編）（1996），『コンサイス英文法辞典』．東京：三省堂．

―――（2007），『言外の意味』（新版）．東京：開拓社．

吉田武（1993），『オイラーの贈物――人類の至宝$e^{i\pi}=-1$を学ぶ――』．東京：海鳴社．

Zalta, E. N. et al. (eds.)(date unspecified), Stanford Encyclopedia of Philosophy. Available via World Wide Web: <http://plato.stanford.edu/>.

（しばはら・こうじ　外国語学部教授）